

FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に関するFAQ

	質問	回答
1. 全般		
1-1	2018年12月5日に発表された「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」で示された要件について、さらに緩和する予定はありますか。	2019年12月5日のプレスリリース「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」は最終決定事項であり、この方針に沿って必要な法令等の改正が行われるため、要件の緩和などは予定されていません。
1-2	今回の措置の対象範囲を教えてください。	運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結されたという条件を満たす事業が今回の措置の対象となります。 具体的には、2012～2014年度認定の事業用太陽光発電で、運転開始期限が設定されていないものを指します。ただし、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続きによって確認できる大規模事業（2MW以上）については、今回の措置の適用除外とします。
1-3	今回の措置の対象となった場合、運転開始期限はいつの時点から設定されますか。	運転開始期限は、今回の措置の施行日より前に系統連系工事着工申込みが受領されたものについては、それぞれの施行日から起算して原則として1年間となります。 具体的には、FIT認定出力2MW未満の場合は2020年3月31日、FIT認定出力2MW以上の場合は2020年9月30日、条例に基づく環境影響評価の対象の場合は2020年12月31日です。 また、それぞれの施行日以後に系統連系工事着工申込みが受領されたものについては、最初の系統連系工事着工申込みの受領日から起算して1年間となります。
1-4	運転開始の定義を教えてください。	認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に従って、FIT制度に基づく売電（特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給）を開始することを指します。
2. 系統連系工事着工申込みの手続		
2-1	系統連系工事着工申込みを行う際に、作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続きを教えてください。	系統連系工事着工申込みに当たっては、「系統連系工事着工申込書」に必要な事項を記載いただき、2019年1月11日以降に、特定契約を締結している買取事業者に提出してください。（当該買取事業者経由で一般送配電事業者に申込書が提出されません。） なお、系統連系工事着工申込みに当たっては、各種許可を証する書類や再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書などの添付は必要ありません。ただし、今回の措置の適用除外となる案件については、経済産業省が発行した確認書類を必ず添付する必要があります。
2-2	系統連系工事着工申込みは、地方経済産業局でも受け付けてもらえますか。	系統連系工事着工申込みは、一般送配電事業者が連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続きという位置づけのため、地方経済産業局、JPEA代行申請センター等の経済産業省の各機関に提出されたとしても受け付けることができません。
2-3	いつまでに系統連系工事着工申込みを提出すれば、従来の調達価格が適用されますか。	従来の調達価格が維持されるための提出期限は、事業規模等によって異なります。具体的は下記のとおりです。 FIT認定出力2MW未満：2019年2月1日（着工申込み受領期限：2019年3月31日） FIT認定出力2MW以上：2019年8月末目途（着工申込み受領期限：2019年9月30日） 条例に基づく環境影響評価の対象事業：2020年2月末目途（着工申込み受領期限：2020年3月31日）
2-4	2MW以上や条例境アセス対象事業には、それぞれ猶予期間が確保されていますが、既に条例アセスが終了している場合でも、猶予期間は条例アセス対象事業と同じ扱いになるのでしょうか。	条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧が既に終了している事業であっても、系統連系工事着工申込みの受領期限は2020年3月31日、受領期限に間に合った場合の運転開始期限は2020年12月31日となります。
2-5	系統連系工事着工申込みの提出期限までに、系統連系工事着工申込書を提出すれば、必ず受領期限までに受領されますか。その場合、調達価格が変更されることはありませんか。	提出期限に間に合ったとしても、例えば、事業者名が異なるなどの大きな不備があれば申込みがあったとみなされない場合もあるので、系統連系工事着工申込みに当たっては、十分ご注意ください。 なお、期限までに受領されても、提出時点で要件を満たしていなかったことが発覚したり、提出後から運転開始までの間に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行った場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行っていただくことになるため、その時期によっては適用される調達価格が変更になることがあります。
2-6	系統連系工事着工申込みの提出期限までに、着工申込みが提出できなかった場合は、必ず価格変更になるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みの提出期限は、その日までに系統連系工事着工申込みが提出された場合に内容に不備がなければ受領期限までに受領されることを保証するものです。このため、提出期限を過ぎて着工申込みが提出された場合は、受領期限までに受領が間に合うことが保証されず、適用される調達価格が変更になる可能性があります。
2-7	いつの時点で運転開始をしていないと、系統連系工事着工申込みを行わなければならないのでしょうか。	系統連系工事着工申込みの提出期限日時点で、FIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない事業については、系統連系工事着工申込みを行っていただく必要があります。
2-8	事業計画の変更にあたっては、系統連系工事着工申込みの提出前までに変更認定を受けておく必要がありますか。	再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請は、系統連系工事着工申込みの提出後から運転開始までの間に行った場合は適用される調達価格が変更になります。系統連系工事着工申込み提出の前であれば、変更認定申請を行っても調達価格の変更にはなりません。 また、変更認定の手続中であっても、系統連系工事着工申込みを行うことは可能です。同様に、みなし認定の手続中であっても系統連系工事着工申込みを行うことは可能です。
2-9	系統連系工事着工申込みの提出後は、事業計画の変更は一切できないのでしょうか。	系統連系工事着工申込み提出後は、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をした場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行うことが必要になりますので、その時期によっては適用される調達価格が変更になります。なお、変更届出の場合は、再度の系統連系工事着工申込みは不要です。
2-10	2019年9月30日までの工事計画届出受理や10月31日までのパネル設置工事の着手はどのように確認されるのですか。	適用除外に該当し得ることが確認された方に対し、別途お知らせいたします。
3. 系統連系工事着工申込みの要件		
3-1	発電事業者側の工事は全て竣工していなければ、系統連系工事着工申込みを行うことはできないのでしょうか。	系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、 ①着工申込みの提出時点で土地の使用の権原が得られていること ②着工申込みの提出時点で、農振除外・農地転用の許可の取得等、条例アセスの終了及び林地開発許可の取得ができていないこと ③着工申込み提出後から運転開始までの間に、FIT事業計画の変更認定申請を行わないこと の3点を定めており、着工申込みの時点で発電事業者側の工事が全て終了していることは要件としておりません。

FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に関するFAQ

	質問	回答
3-2	土地の使用の権原が取得できていることが要件になっていますが、土地の部分追加は可能でしょうか。	系統連系工事着工申込みの時点で、再生可能エネルギー発電事業計画に記載される全ての土地の使用の権原が必要です。土地を追加が必要となる場合は、系統連系工事着工申込み前までに土地の使用の権原を取得の上、事業計画の変更認定申請を行っていただく必要があります。
3-3	条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了が要件になっていますが、文献調査で足りる場合など簡易なアセスの場合も対象となりますか。	条例に基づく環境影響評価において評価書の公告・縦覧に至る手続がなく、文献調査などで足りる簡易な環境影響調査の場合は、系統連系工事着工申込みの際に必要な条例アセスには該当しません。この場合は、系統連系工事着工申込みの受領期限も、2020年2月末日までではなく、2019年8月末日になります。
3-4	農振除外及び農地転用の許可の取得と併せて記載されている（又は届出の受理）とはどのような意味ですか。	農地転用は、必ずしも許可が必要ではなく、届出で足りる場合があり、この場合は届出の受理を系統連系工事着工申込みの受領の要件を満たしているものとして扱うことを意味しています。 なお、農地転用の許可が必要な場合に、許可申請をしていれば系統連系工事着工申込みの要件を満たしているという扱いにはなりません。この場合は、農地転用の許可を取得していることが、系統連系工事着工申込みの要件となります。
3-5	現在、電子申請で、変更認定手続を行っているが、変更認定後に次の変更認定を予定しています。現在の申請が認定されないと次の変更申請ができないのですが、このような場合は、着工申込み後に変更認定を行うことは可能でしょうか。	電子申請では、申請中の変更認定が下りた後に、次の変更申請を出してもらうことになります。このため、次の変更申請が系統連系工事着工申込みの提出後から運転開始までの間になる場合は、系統連系工事着工申込みの要件として定めている「着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を行わないこと」という要件に当てはまらなくなり、改めて系統連系工事着工申込みを行う必要があります。
3-6	系統連系工事着工申込みの要件を満たしていることは、どうやって確認されるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みを受け付ける電力会社は、提出された時点で不備がなければ、申込書に記載のとおり系統連系工事着工申込みの要件は満たされているものとして取り扱うことになりますが、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて確認を行うことになります。また、要件を満たしていないことが確認された案件については、経済産業省等から電力会社に対し情報提供等が行われ、改めて系統連系工事着工申込みを行っていただくことになります。
4. 適用除外		
4-1	「2018年12月5日時点で既に」というのは、工事計画届出や林地開発行為着工届出について、12/5付けの受理まで認められるのですか。	「2018年12月5日時点で既に」とは、「2018年12月5日の午前0時時点で既に」を意味しており、2018年12月4日までに不備なく受理されていることを指します。
4-2	適用除外の事業が、太陽光パネルの変更を行うと、適用除外の対象から外れるとのことですが、メーカー事由により太陽光パネルを変更する場合においても、適用除外に該当しなくなるのですか。	メーカー事由によって太陽光パネルの変更が必要となる場合は、引き続き今回の措置の適用除外となる可能性があります。この場合には、メーカー事由によるパネル変更である旨を、変更認定の申請時に変更理由として明記の上、必要な添付書類を提出していただく必要があります。適用除外の案件が、メーカー事由ということを明らかにせずに、価格変更なしでのパネル変更の変更認定を受けた場合には、後日、メーカー事由ということを証明したとしても、適用除外に該当しなくなるのでご注意ください。
4-3	本格着工済み案件で、今回の措置の適用除外とするために作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続きを教えてください。	未稼働案件の対応の適用除外に関する詳細運用及び手続方法については、近日中にご案内いたします。